

(海軍販売所等における免税物品の購入方法等)

第四十六条 省 略

2 法第八十六条の二第一項に規定する政令で定める物品は、消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十八条第二項に規定する免税対象物品(同項第二号に規定する消耗品を除く。)とする。

3・4 省 略

(ビールに係る酒税の税率の特例の対象となる数量)

第四十六条の七 法第八十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、初めてビール(酒税法第三条第十二号に規定するビールをいう。次条において同じ。)の製造免許(酒税法第七条第一項に規定する製造免許をいう。次条、第四十六条の八の二第二項第一号及び第四十六条の八の四第六項第三号において同じ。)を受けた日(以下この項において「免許日」という。)から免許日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項において同じ。)の末日までの間(次項において「初年度対象期間」という。)及び免許日から五年を経過する日の属する年度の初日から当該免許日から五年を経過する日までの間(次項において「最終年度対象期間」という。)が一年に満たない場合とする。

2・3 省 略

(輸出酒類販売場における免税販売手続等)

第四十六条の八の二 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める者は、日本国籍を有する者であつて、国内(酒税法の施行地をいう。)以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき財務省令で定める書類により確認がされた者とする。

2| 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める酒類は、次に掲げる要件の全てを満たす酒類(以下この条において「免税酒類」という。)とする。

一 三 省 略

3| 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者(以下この条に

(海軍販売所等における免税物品の購入方法等)

第四十六条 同 上

2 法第八十六条の二第一項に規定する政令で定める物品は、消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十八条第一項に規定する免税対象物品(同項第二号に規定する消耗品を除く。)とする。

3・4 同 上

(ビールに係る酒税の税率の特例の対象となる数量)

第四十六条の七 法第八十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、初めてビール(酒税法第三条第十二号に規定するビールをいう。次条において同じ。)の製造免許(酒税法第七条第一項に規定する製造免許をいう。次条、第四十六条の八の二第二項第一号及び第四十六条の八の四第六項第三号において同じ。)を受けた日(以下この項において「免許日」という。)から免許日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項において同じ。)の末日までの間(次項において「初年度対象期間」という。)及び免許日から五年を経過する日の属する年度の初日から当該免許日から五年を経過する日までの間(次項において「最終年度対象期間」という。)が一年に満たない場合とする。

2・3 同 上

(輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等)

第四十六条の八の二

2| 法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める酒類は、次に掲げる要件の全てを満たす酒類(以下この条において「免税酒類」という。)とする。

一 三 同 上

2| 同 上

一 法第八十七条の六第一項に規定する非居住者(以下この条において

において「免税購入対象者」という。)が、輸出酒類販売場において免税酒類を購入する場合(次号に掲げる場合を除く。)その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受ける方法

イ その所持する旅券等(旅券又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条の二若しくは第十六条から第十八条までに規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。イ及び次項において同じ。)又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、当該旅券等に係る情報を当該酒類製造者に提供すること。

ロ 第一項に規定する者にあつては、同項に規定する書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、当該書類に記載された情報を当該酒類製造者に提供すること又は当該書類の写しを当該酒類製造者に提出すること。

ハ 省 略

二 免税購入対象者が、輸出酒類販売場において免税酒類を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十条又は第四十五条第一項の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下この条において同じ。)との間において当該免税酒類の輸出に係る運送契約を締結する場合、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者(その代理人を含む。)に引き渡す方法

ロ 省 略

4| 前項第一号に定める方法により免税酒類を購入した者は、本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない。

「非居住者」という。)が、輸出酒類販売場において免税酒類を購入する場合(次号に掲げる場合を除く。)その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受ける方法

イ その所持する旅券等(旅券又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条の二若しくは第十六条から第十八条までに規定する船舶観光上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。以下この項及び次項において同じ。)を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示すること。

ロ その所持する旅券等に記載された情報を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供すること。

ハ 同 上

二 非居住者が、輸出酒類販売場において免税酒類を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二十条又は第四十五条第一項の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下この条において同じ。)との間において当該免税酒類の輸出に係る運送契約を締結する場合、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者(その代理人を含む。)に引き渡す方法

ロ 同 上

3| 前項第一号に定める方法により免税酒類を購入した者は、本邦から出国する際又は居住者(法第八十七条の六第三項に規定する居住者をいう。)となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければ

5| 第三項第一号又は第二号の規定により同項第一号イ及びロに規定する情報（以下この項及び第十六項において「旅券情報等」という。）の提供を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報（当該旅券情報等を提供した免税購入対象者により購入された免税酒類に関する情報を記録した電磁的記録（法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を、あらかじめその輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と酒類製造者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるための手続の際、消費税法施行令第十八条第七項の規定による購入記録情報の提供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該酒類購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

6| 省 略

7| 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第五項の規定による酒類購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに当該酒類購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

8| 国税庁長官は、第五項の規定により酒類購入記録情報の提供を受けたとき（第十項前段の規定により酒類購入記録情報の提供を受けたときを含む。）は、当該酒類購入記録情報を税関長に提供するものとする。

9| 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該輸出酒類販売場において第三項第一号に定める方法により免税酒類を購入する免税購入対象者に対し、当該免税酒類が輸出するため同号に定める方法により購入されるものであることその他財務省令で定める事項を説明しなければならない。

10| 第三項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財務省令で定めるところにより、当該免税酒類の運

ならない。

4| 第二項第一号ロ又は第二号イの規定により同項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、酒類購入記録情報（当該旅券等に記載された情報を提供した非居住者により購入された免税酒類に関する情報を記録した電磁的記録（法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をいう。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を、あらかじめその輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と酒類製造者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるための手続の際、消費税法施行令第十八条第六項の規定による購入記録情報の提供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該酒類購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

5| 同 上

6| 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第四項の規定による酒類購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに当該酒類購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

7| 国税庁長官は、第四項の規定により酒類購入記録情報の提供を受けたとき（第十項前段の規定により酒類購入記録情報の提供を受けたときを含む。）は、当該酒類購入記録情報を税関長に提供するものとする。

8| 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、当該輸出酒類販売場において第二項第一号に定める方法により免税酒類を購入する非居住者に対し、当該免税酒類が輸出するため同号に定める方法により購入されるものであることその他財務省令で定める事項を説明しなければならない。

9| 第二項第二号の規定により免税酒類の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財務省令で定めるところにより、当該免税酒類の運

送契約に係る財務省令で定める書類を保存しなければならない。

- 11) 消費税法施行令第十八条の四第一項の規定の適用を受ける承認送信事業者（同条第四項に規定する承認送信事業者をいう。以下第十三項までにおいて同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第五項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造者のために、同条第一項の規定により行う購入記録情報の提供を併せて、第五項の規定により行うべき酒類購入記録情報の提供を当該契約に係る輸出酒類販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該酒類購入記録情報又は当該酒類購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供し、又は交付するものとする。

一・二 省略

12) 省略

- 13) 第六項及び第七項の規定は、承認送信事業者が行う第十一項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。

- 14) 免税購入対象者が第三項第二号に定める方法により購入した免税酒類については、当該免税購入対象者が当該免税酒類を国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡した日に輸出したものとみなして、法第八十七条の六第三項の規定を適用する。

- 15) 第三項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税酒類を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八十七条の六第三項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合）には、当該免税購入対象者でなくなる日）までに当該酒類」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第三項第二号に規定する運送契約を締結した同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者（以下この項において「国際第二種貨物利用運送事業者」という。）が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する酒類」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくする時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同

送契約に係る財務省令で定める書類を保存しなければならない。

- 10) 消費税法施行令第十八条の四第一項の規定の適用を受ける承認送信事業者（同条第四項に規定する承認送信事業者をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第四項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造者のために、同条第一項の規定により行う購入記録情報の提供を併せて、第四項の規定により行うべき酒類購入記録情報の提供を当該契約に係る輸出酒類販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該酒類購入記録情報又は当該酒類購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供し、又は交付するものとする。

一・二 同上

11) 同上

- 12) 第五項及び第六項の規定は、承認送信事業者が行う第十項前段の規定による酒類購入記録情報の提供について準用する。

- 13) 非居住者が第二項第二号に定める方法により購入した免税酒類については、当該非居住者が当該免税酒類を国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡した日に輸出したものとみなして、法第八十七条の六第三項の規定を適用する。

- 14) 第二項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税酒類を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八十七条の六第三項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該酒類」とあるのは「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第二項第二号に規定する運送契約を締結した同号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者（以下この項において「国際第二種貨物利用運送事業者」という。）が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する酒類」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなくする時におけるその者の住所又は居所の

じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第十七項の規定により読み替えられた消費税法第二十七条第一項に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地（第六項において「消費税に係る納税地」という。）を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、同条第六項中「第三項本文」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十五項の規定により読み替えられた第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の消費税に係る納税地」とする。

16| 第三項第一号イ及びロの規定により提供する旅券情報等に関する事項、第五項の規定により提供すべき酒類購入記録情報に関する事項その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（輸出酒類販売場における保存書類等）

第四十六条の八の三 法第八十七条の六第二項に規定する書類は前条第三項第二号ロに規定する書類とし、法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録は前条第五項の規定により国税庁長官に提供した酒類購入記録情報（同条第十一項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）とする。

（電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額等）

第四十六条の八の六 省 略

（税関長の権限の委任）

第四十六条の八の七 法第八十七条の六第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、

所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第十六項の規定により読み替えられた消費税法第二十七条第一項に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地（第六項において「消費税に係る納税地」という。）を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、同条第六項中「第三項本文」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十四項の規定により読み替えられた第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の消費税に係る納税地」とする。

15| 第二項第一号ロの規定により提供する同号ロに規定する旅券等に記載された情報に関する事項、第四項の規定により提供すべき酒類購入記録情報に関する事項その他第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（輸出酒類販売場における保存書類等）

第四十六条の八の三 法第八十七条の六第二項に規定する書類は前条第二項第二号ロに規定する書類とし、法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録は前条第四項の規定により国税庁長官に提供した酒類購入記録情報（同条第十項後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）とする。

（電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額等）

第四十六条の八の五の二 同 上

国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十条並びに同法第四十三条第四項及び第五項の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十七条の六第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する国税通則法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条第一項から第四項まで、同法第三十三条第四項、同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条、第三十八条第一項及び第二項並びに第四十条並びに同法第四十三条第一項ただし書、第四項及び第五項の規定に基づく税関長の権限（以下この項においてこれらの権限を「税関長権限」という。）（次号の規定により同号に定める税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

二 税関長権限 当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

2| 税関長は、必要があると認めるときは、前項各号の規定により当該各号に定める税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

3| 税関長は、第一項第二号に定める税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は前項の規定により税関官署の長に委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。

4| 第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨を納税義務者に通知するものとする。

（みなし製造の規定の適用除外の特例）

第四十六条の八の八 省 略

2 5 6 省 略

（みなし製造の規定の適用除外の特例）

第四十六条の八の六 同 上

2 5 6 同 上